

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署：福祉部障がい者支援課 No.030

処 分 名	重度心身障害者医療費の受給資格認定
処 分 の 概 要	助成金の支給を受けようとする対象者は、市長に申請をし、受給資格の認定を受けます。申請後の審査を経て、要件に該当すれば認定し、該当しない場合には却下の決定をします。
根拠条例等・条項	春日部市重度心身障害者医療費助成に関する条例 （平成 17 年条例第 107 号） 第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 6 条 春日部市重度心身障害者医療費助成に関する条例施行規則 （平成 17 年規則第 37 号） 第 3 条、第 4 条
審 査 基 準	<p>1. 対象者 医療保険に加入している者で、次の居住要件のいずれかに該当し、かつ障害要件のいずれかに該当する者。ただし、65 歳以上で新たに障害要件に該当するようになった者を除く。</p> <p>2. 居住要件 ①市内に住所を有する者、②市から援護を受け、市外にある障害者支援施設等に入所している者、③県から障害児施設給付費の支給を受け、市外にある障害児施設に入所している者、④国民健康保険の住所地特例により、埼玉県（春日部市）の国保に加入し、市外の施設に入所している者、⑤後期高齢者医療制度の住所地特例により、埼玉県後期高齢者医療に加入し、県外の施設に入所している者</p> <p>3. 障害要件 ①身体障害者手帳 1 級から 3 級、②療育手帳^ア、A、B、③精神障害者保健福祉手帳 1 級、④65 歳以上の人で埼玉県後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けた者（身体障害者手帳 4 級の一部、精神障害者保健福祉手帳 2 級、障害基礎年金証書 1 級及び 2 級）</p> <p>※所得制限の限度額を超える場合は、支給停止となります。</p>
標準処理期間	15 日
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：令和 2 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	本庁 1 階障がい者支援課 又は 支所 2 階福祉・健康保険担当窓口へ提出

<p style="text-align: center;">備 考</p>	<p>ホームページのリンク先 http://www.city.kasukabe.lg.jp/kenkou-fukushi/shougaisha/iryohijosei/seido.html</p>
<p style="text-align: center;">根拠条例及び 関係例規等の抜粋</p>	<p>■春日部市重度心身障害者医療費助成に関する条例 (対象者)</p> <p>第3条 この条例による助成金の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、医療保険各法に規定する被保険者、組合員又は加入者（被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。）及び被扶養者である重度心身障害者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 本市に住所を有する者（次に掲げる者を除く。）</p> <p>ア 他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条又は第30条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、入所、入院又は入居している者</p> <p>イ 他の市町村長が身体障害者福祉法第18条第1項の規定により、共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者</p> <p>ウ 他の市町村長が身体障害者福祉法第18条第2項の規定により、障害者支援施設等又は指定医療機関に入所又は入院を委託している者</p> <p>エ 他の市町村長が知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4の規定により、共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者</p> <p>オ 他の市町村長が知的障害者福祉法第16条第1項の規定により、障害者支援施設等に入所させてその更生援護を行うことを委託している者</p> <p>カ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の2第1項の規定による障害児入所給付費の支給を受け、指定障害児入所施設等に入所している者（対象者が18歳以上の者にあつては、当該対象者が満18歳となる日の前日に当該対象者の保護者であつた者（以下「保護者であつた者」という。）が本市内に住所を有していた者を除く。ただし、当該対象者が満18歳となる日の前日に保護者であつた者がいないか、保護者であつた者が住所を有しないか、又は保護者であつた者の住所が明らかでない場合は、当該対象者の所在が満18歳となる日の前日において本市内にあつた者を除く。対象者が18歳未満の者にあつては、当該対象者の保護者が障害児入所給付費の支給を受け本市内に住所を有する者を除く。ただし、当該対象者の保護者が住所を有しないか、又は明らかでない場合は、保護者の所在地が本市内にある者を除く。）</p> <p>キ 国民健康保険法第116条の2の規定により、他の市町村の区域内に住所を有するとみなされる者</p> <p>ク 高齢者の医療の確保に関する法律第55条及び第55条の2の規定により、後期高齢者医療広域連合（埼玉県後期高齢者医療広域連合を除く。）が行う後期高齢者医療の被保険者である者</p> <p>(2) 本市から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条又は第30条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、本市の区域外に設置</p>

されている障害者支援施設等、指定医療機関又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成 14 年法律第 167 号）第 11 条第 1 号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）に入所、入院又は入居している者（共同生活援助を行う住居への入居者を含む。）

- (3) 市長が身体障害者福祉法第 18 条第 1 項の規定により、本市の区域外に設置されている共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者
 - (4) 市長が身体障害者福祉法第 18 条第 2 項の規定により、本市の区域外に設置されている障害者支援施設等又は指定医療機関に入所又は入院を委託している者
 - (5) 市長が知的障害者福祉法第 15 条の 4 の規定により、本市の区域外に設置されている共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者
 - (6) 市長が知的障害者福祉法第 16 条第 1 項の規定により、本市の区域外に設置されている障害者支援施設等又はのぞみの園に入所させてその更生援護を行うことを委託している者
 - (7) 埼玉県から児童福祉法第 24 条の 2 第 1 項の規定による障害児入所給付費の支給を受け、本市の区域外に設置されている指定障害児入所施設等に入所している者（対象者が 18 歳以上の者にあつては、当該対象者が満 18 歳となる日の前日に保護者であつた者が本市内に住所を有していた者に限る。ただし、当該対象者が満 18 歳となる日の前日に保護者であつた者がいないか、保護者であつた者が住所を有しないか、又は保護者であつた者の住所が明らかでない場合は、当該対象者の所在が満 18 歳となる日の前日において本市内にあつた者に限る。対象者が 18 歳未満の者にあつては、当該対象者の保護者が障害児入所給付費の支給を受け本市内に住所を有する者に限る。ただし、当該対象者の保護者が住所を有しないか、又は明らかでない場合は、保護者の現在地が本市内にある者に限る。）
 - (8) 国民健康保険法第 116 条の 2 の規定により、本市の区域内に住所を有するとみなされる者
 - (9) 高齢者の医療の確保に関する法律第 55 条の規定により、埼玉県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者である者で、同条に定める入院、入所又は入居前に本市内に住所を有していた者
 - (10) 高齢者の医療の確保に関する法律第 55 条の 2 の規定により、埼玉県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者である者で、本市の区域内に住所を有するとみなされていた者
 - (11) その他市長が特に必要があると認めたる者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。
- (1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に基づく保護を受けている者
 - (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく支援給付を受けている者
 - (3) 児童福祉法第 6 条の 3 に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第 6 条の 4 に規定する里親に委託されている者
 - (4) 重度心身障害者となった年齢が 65 歳以上の者。ただし、前条第 1 項第 4 号又は第 5 号に規定する重度心身障害者であつて、65 歳に達する日の前日までに令別表で定める程度の障害の状態にある旨の市長の認定を受けた者は、この限りでない。
- （助成金）

第4条 市は、対象者に係る医療の一部負担金（第2条第1項第3号に規定する重度心身障害者が医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号に規定する精神病床に入院したときの一部負担金を除く。）について、対象者に助成金を支給するものとする。ただし、受給者の責め（税の未申告等）により過分の自己負担があるときは、その額については助成金の対象としない。

2 前項の規定にかかわらず、対象者の前年（1月から9月までの間に次条第1項の規定による登録の申請が行われる場合は、当該申請が行われた年の前々年）（以下この項において「審査対象年」という。）の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下この項において「政令」という。）第7条に規定する額を超えた場合は、審査対象年の翌々年9月までの医療保険各法又はその他の規定による医療給付に係る助成金の支給は行わない。この場合において、当該所得の範囲は政令第4条に規定する所得の範囲とし、所得の額の計算方法は政令第5条の例によるものとする。

3 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、対象者の所有に係る住宅、家財又は主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権、その他無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた場合、その損害を受けた日から翌年の9月30日までの医療保険各法又はその他の規定による医療給付に係る助成金の支給については、前項の規定を適用しない。

（受給資格の登録）

第5条 助成金の支給を受けようとする対象者は、規則で定める申請書を市長に提出して、受給に必要な事項の登録を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書に基づき、対象者として認定したときは、当該対象者を受給資格を有する者として登録しなければならない。

3 市長は、第1項の申請書に基づき、受給資格を有する者として登録しない場合は、規則で定めるところにより、申請者に通知するものとする。

（受給者証の交付）

第6条 市長は、前条第2項の規定により受給資格を有する者として登録された者（以下「受給資格登録者」という。）に対し、第4条第1項及び第3項の規定により助成金の支給を行う場合は、当該受給資格登録者（以下「受給者」という。）に受給者証を交付しなければならない。

2 市長は、第4条第2項の規定により助成金の支給を行わない場合は、規則で定めるところにより、受給資格登録者に通知するものとする。

■春日部市重度心身障害者医療費助成に関する条例施行規則

（受給資格の登録）

第3条 条例第5条第1項に規定する申請は、重度心身障害者医療費受給資格登録申請書（様式第1号）により行うものとする。

2 市長は、前項の申請書が提出された場合には、条例第2条第1項各号のいずれかに該当するかどうか次に掲げる書類により確認するものとする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳、埼玉県療育手帳制度要綱（平成14年埼玉県告示第1365号）に基づく療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳

(2) 前号の身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳

を特別の理由により所持していない場合は、当該理由及び障害の程度を証する書類

(3) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）及び前条に規定する社会保険各法の被保険者証、組合員証又は加入者証

(4) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の申請書には、条例第4条第2項の所得を証明する書類を添付しなければならない。

4 市長は、前2項に掲げる書類のうち、その内容を公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付の省略を認めることができる。

5 市長は、条例第5条第2項に規定する登録を行わないときは、重度心身障害者医療費受給資格登録申請却下決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（受給者証）

第4条 条例第6条第1項に規定する受給者証（以下「受給者証」という。）は、重度心身障害者医療費受給者証（様式第3号）とする。ただし、条例第2条第1項第3号に規定する重度心身障害者に交付する受給者証は、重度心身障害者医療費受給者証（様式第4号）とする。

2 市長は、条例第6条第2項の規定により助成金の支給を行わないときは、重度心身障害者医療費助成金支給停止通知書（様式第5号。以下「支給停止通知書」という。）により通知するものとする。

3 （略）